

(目的)

第1条 労務調査士資格認定要件は、株式会社日本経営労務法務研究会（以下、「研究会」という。）が認定する「労務調査士」資格の認定及び維持基準を定める。

(労務調査士認定要件)

第2条 労務調査士は、高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、本規約に定める以下の認定要件をみたす者に与えられる。

(義務教育の終了)

第3条 労務調査士資格認定を受けようとする者は、義務教育修了者及び義務教育修了者と同等以上の学力があるとみなされる者でなければならない。

(弁護士等であること)

第4条 労務調査士資格認定を受けることができる者は、次の各号に定める者に限られる。

- (1) 弁護士
- (2) 社会保険労務士

(認定講座の修了)

第5条 労務調査士資格認定を受けようとする者は、研究会が実施する労務調査士資格認定講座を修了していなければならない。

(名称)

第6条 労務調査士資格認定を受けた者は、労務調査士と称することができる。

2 労務調査士の認定を受けた者が、前項の規定により労務調査士と称するときは、「労務調査士®」と表示しなければならない。

3 労務調査士でない者は、労務調査士という名称を用いてはならない。

(倫理要件)

第7条 労務調査士資格認定を受けようとする者は、労務調査士資格に関して研究会の定める諸規約及び倫理規約等のすべてを了解し、順守するものとする。

(認定拒絶)

第8条 次のいずれかに該当する者は、労務調査士の資格を得ることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約に関する法律第2条第2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 申込みの際の申告事項に虚偽の記載をした者
- (6) 過去に研究会から資格取消処分を受けている者
- (7) 研究会の取締役会において著しく不適切と認められた者

(労務調査士資格認定者の義務等)

第9条 研究会より労務調査士資格の認定を受けた者（以下「労務調査士資格認定者」という。）は、この規約のほか、法令、定款、倫理規約及び研究会の定めるその他の規約・細則等を順守しなければならない。

2 労務調査士資格認定者は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに研究会へ届け出なければならない。

#### 労務調査士資格維持要件

##### （資格更新）

第10条 労務調査士資格は定められた期間ごとに所定の継続研修単位（以下、「単位」という。）を取得しかつ所定の資格更新手続を行わなければ、資格の更新をすることができない。資格の更新をすることができなかった場合、労務調査士資格は失効する。

2 資格更新手続の際には、研究会の定める更新料を支払わなければならない。

3 研究会は、労務調査士資格認定者が、更新時に第8条の各事由に該当しているとき又は本規約16条第2項各事由に定める行為を行ったときは、資格更新を拒絶することができる。

##### （継続研修単位）

第11条 労務調査士資格認定者は単位を定められた継続教育期間ごとに取得しなければならない。

##### （単位記録の保存義務）

第12条 労務調査士資格認定者は、単位の取得記録の証拠書類を、単位取得日から3年間保存し、当研究会から求めがあった場合には、これを提示しなければならない。

##### （資格の喪失）

第13条 労務調査士資格認定者は次のいずれかに該当する事項が発生した場合、その資格を喪失する。

(1)単位を取得できず資格更新することができなかったとき

(2)懲戒規約による資格取消処分を受けたとき

#### 懲戒規約

##### （目的）

第14条 懲戒規約は、研究会が 労務調査士資格認定者に対して懲戒処分又はその他の処分を行うために必要な事項を定め、労務調査士資格認定者による研究会が定める定款、本規約などの各規約の順守及びその他関係法令の順守を図り、もって労務調査士資格認定者の活動における高度の基準を維持するとともに、労務調査士資格認定者及び研究会の社会的信頼の向上を目的とする。

##### （定義）

第15条 本規約において使用される次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると

ころによる。

(1)「懲戒処分」とは、第 17 条に定める懲戒処分等の種類のうち訓告、資格停止、資格取消のことをいう。

(2)「その他の処分」とは、第 17 条に定める懲戒処分等の種類のうち改善勧告のことをいう。

(3)「懲戒処分等」とは、懲戒処分及びその他の処分を総称したものをいう。

(4)「業務停止」とは、政府又は業界の自主規制機関により、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、中小企業診断士、宅地建物取引主任者、社会保険労務士、その他の国家資格又は国家資格に準ずる資格について、業務停止若しくは業務停止と同程度以上の処分等を受けることをいう。

(研究会による懲戒及び懲戒処分等の事由)

第 16 条 研究会は、労務調査士資格認定者に対して懲戒処分等を行うことができる。

2 下記に記載された労務調査士資格認定者の各行為は、単独行為か共同行為かを問わず、懲戒処分等の事由となる。

(1) 研究会が定める定款、本規約その他の各規約に違反する行為

(2) 日本国若しくは他の国の刑事法規に違反する行為又は業務停止の理由となる行為。ただし、公訴提起又は業務停止が取り消されても懲戒処分等を妨げるものではない。

(3) 懲戒処分等に係る命令に違反する行為

(4) 本規約に基づく研究会の各機関からの要請に対して正当な理由なく応答しないあるいは研究会の業務を妨害する行為

(5) 研究会に対し、虚偽又は誤解を与える陳述をなす行為

(6) 労務調査士資格の認定に際し、研究会に対して虚偽の事実を申告する行為

(7) 研究会の取締役会において著しく不適切と認められた行為

(懲戒処分等の種類)

第 17 条 労務調査士資格認定者に対する懲戒処分等は以下の 4 種とする。

(1)改善勧告

(2)訓告

(3)資格停止

(4)資格取消

規約の変更等

(規約の変更等)

第 18 条 この規約は、研究会の取締役会の決定によって変更することができ、この変更の効力は、変更以前に労務調査士資格の認定を受けた者にも及ぶこととする。またその他の労務調査士資格に関して必要な事項は、研究会が別に定める。

(研究会からの通知)

第 19 条 研究会は、オンライン上の表示その他研究会が適当と判断する方法により、労務調査士資格認定者に対し随時必要な事項を通知する。

2 前項の通知は、研究会が当該通知の内容をオンライン上に表示した時より効力を発するものとする。